

平成 30 年 12 月 5 日

【薬学部在学学生、大学院生の皆様へ】

東北医科薬科大学
学長 高柳 元明

災害による特別措置について

下記災害に伴う、平成 31 年度 授業料等減免の特別措置を実施します。特別措置対象者および特別措置の内容は以下のとおりです。

1. 特別措置対象者：

平成 31 年度薬学部在学学生及び大学院生で次に該当する者。

- ① 熊本県熊本地方の地震および平成 30 年 7 月豪雨による災害ならびに北海道胆振東部地震により、主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明の場合
- ② 主たる家計維持者が所有し、居住する自宅家屋が「熊本県熊本地方の地震および平成 30 年 7 月豪雨による災害ならびに北海道胆振東部地震にかかる災害救助法適用地域」にあつて被災した場合

※東日本大震災および長野県北部地震による特別措置については、

本学ホームページ【[在学学生の方へ→災害による特別措置について\(在学学生の方へ\)](#)】
をご参照ください。

http://www.tohoku-mpu.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/12/tohoku_zaikakusei.pdf

2. 特別措置の内容(平成 31 年度適用)：

| 対象者 | | 内容 |
|--------------------------|-------|------------------------------|
| 主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明 | | 平成 31 年度 授業料、施設設備費を半額免除 |
| 主たる家計維持者が所有し居住する自宅家屋 (※) | 全壊 | 平成 31 年度 授業料、施設設備費を 1 / 4 免除 |
| | 大規模半壊 | 平成 31 年度 授業料、施設設備費を 1 / 4 免除 |

(※) 居住する自宅家屋が持家でない場合は、減免の対象になりません。

3. 申請用紙：2019 年 2 月 28 日(木)までに学生課で受け取って下さい。

4. 問い合わせ先：学生課